

NPO 法人北海道エコビレッジ推進プロジェクト

2025年度 通常総会議案書

日 時 2025年3月16日（日） 11～12 時
場 所 余市エコビレッジ（余市町登町1863）

議事次第

- 1 理事長挨拶
- 2 議事録署名人の選任
- 3 議事
 - 第1号議案 2024年度事業報告について
 - 第2号議案 2024年度決算報告について
 - 第3号議案 2025年度事業計画（案）について
 - 第4号議案 2025年度収支予算（案）について
 - 第5号議案 定款改定について
- 4 その他報告・検討事項

2024年度活動報告について

1. 概 況

2024 年は、世界の平均気温が観測史上最高を記録し、産業革命前より 1.55℃上回った。国内では大地震や台風豪雨など大きな自然災害が続き、道内でも温暖化が進んで一次産業の将来が危ぶまれる中、団体としては改めて「環境問題」を重点課題とした。国レベルの脱炭素政策とは別に、自ら食やエネルギーを自給する技術を探求し、地域で分かち合う「ローカリゼーション」の考え方はますます重要になっている。

そこで、各分野の専門家による会議を重ねてエコビレッジの省エネ、創エネを検討したり、農的暮らしやパーマカルチャーをテーマに学びを深め、実践者を広げていくことに注力した。

住込みの常勤スタッフが不在で、ボランティアと外部委託に頼った運営体制は初の試みだったが、例年と変わらない数のビジターを受け入れ、研修事業の実績は過去最高の売上となった。これまで築いた人材ネットワークやサポーター層の厚さが功を奏したと評価している。

一方、助成金や寄付金の減額で収支的には厳しい結果となった。事業収入だけではまだ自立できないことも明らかになり、スタッフ確保と併せて大きな課題となった。

2. 余市エコカレッジ（主催事業）

単発フリースタイルから有料のゼミ形式に変え、「生ごみ段ボールコンポスト」をテーマに 2 回実施した。内容は有意義だったが、開催日時（平日午前）や参加費の設定に問題があったのか、あまり集客できなかったのが残念だった。

「農的暮らしの連続講座」は月 1 回・計 8 回（番外編 2 回）開催し、作物の栽培や加工、保存をテーマに学習を重ねた。学生アシスタントが準備や記録を担当したり、メンバーが主体的にランチを作ったりして、参加型で進めることができ、楽しい学びの機会となった。

地域エネルギー自給研究については、実証実験中のソーラーシェアリングが積雪期にも発電すること、現在シェアハウスで消費している電力の約半分を供給することがわかった。（蓄電池がないため夜間の電気はトドックから購入している。蓄電できればほぼ全消費量を賄える計算）

さらに、北大工学部の山形ゼミや環境コンサルタントと協力し、シェアハウスにおけるエネルギー全体の傾向や省エネ対策について検証を進めた。専門家によるミーティングはオンラインを含めて 6 回行ったが、クラウドファンディングやセミナーなど一般公開企画は開催できなかった。

「パーマカルチャーと平和道場」と共催で実施した「パーマカルチャーデザイン入門コース」は、自然科学系やデザインの基礎を座学やワークショップで学びつつ、日々の清掃など共同生活を通じて個人・団体ともに成長していったのが印象的だった。

森づくりについては、1～4月に講師を招いて冬の森資源を楽しむイベントを開催したり、コープさっぽろの親子グループを対象に植樹をしたりした。また、フードフォレストと称して、斜面の空き農地に栗や胡桃、その他お茶や料理に使えるような樹木や草本類を植えた。

恒例のワークキャンプは春、夏の2回開催した。5月は種まきやコンポストづくりなど、7～8月は英国カーディフ大学の学生が参加し、ワインブドウの栽培管理や薪割りなどを行った。

6月には、余市テラスを会場に、スローフード北海道と共催で「生きることは食べること～アリスウォーターズの美味しい革命」の映画上映会を行った。

7月に実施した「歩いて巡るワイナリーツアー」は、参加者は8人と少なかったが、ビンヤードクラブや町内ブドウ農家のサポーターを開拓するというねらいが達成された。

ピースワイン関連では、3月に札幌のbokashiを会場に、「ガザ・サーフクラブ」の映画を鑑賞して戦地の現状を学び、余市のワインで交流する「ピースとワインの会」を開催した。

さらに、12月には「戦地で生まれた奇跡のレバノンワイン」の映画上映会と併せてユナイテッドピープルの関根さんのトークイベントを行い、戦地の様子を学び、ワインを通じて平和な社会を考える機会を創出した。

3. 余市エコカレッジ/体験・研修プログラム（受託事業）

多様な学び手に対して、エコビレッジの暮らしや地域での実践をベースに、サステナビリティの体験講座の他、グループごとの課題や要望に併せた企画、コーディネートを行った。（以下）

北海道大学、北海学園、慶応大学、京大援農サークル、延暦寺比叡山高校、聖徳学園、福井中学、シュタイナー学校いずみの学校、秋田銀行みらい塾、スローフード北海道、スノーピーク、余市町、生活協同組合コープさっぽろ、共立国際交流奨学財団、日本国際協力センター（JICE）、大和日英基金、Temasec（シンガポール）、Climate Reality Japan、NZ アースソング・コウハウジングセミナー運営委員会、アーセプト税理士事務所、価値マーケティング協会 他（順不同）

教育旅行は、小規模になっているものの、リピーターが増えているのはよい傾向である。探求学習向けのオリエンテーリング、企業研修を視野に入れた「ウェルビーイングワークショップ」など、新しいプログラムの開発も試みた。

4 教育ファーム

人手不足のため、作付け面積を減らしたり、苗を購入したりして省力化を図りながら、野菜栽培を行った。刈草やイタドリチップなど植物廃材を活用してマルチやたい肥づくりに努めたり、ヒューグルカルチャーを模倣したレイズドベッドを作ったり、新しい試みも行った。外虫や病気の被害で不作な野菜もあったが、自給的な暮らしの教材としては十分の成果であった。

養鶏は、ボランティアスタッフのドミニクが丁寧に生活環境を整え、教育プログラムや訪れる人の体験素材として人気を集めた。

ワインぶどうの栽培と醸造は、これまでどおり登醸造やしきの畑の指導・協力のもとに実施した。黒とう病については、昨年罹患したセイベルを伐採したり、拡散防止のために化学農薬を散布して駆除に努めたが、根絶には至らなかった。

それでも好天に恵まれて、全体収量は減ったが、質的にはむしろ例年よりよかった。9月には恒例のスパークリングワインの仕込み、10月には新植した5品種のブドウを収穫し、登醸造でピースワインの試作を行った。

「余市ピースワイン・プロジェクト」については、既存の畑を改植する形で3品種のブドウを新植した。5月に開催した植樹イベントでは、シリア難民とともに「ピースワイン」を生産しているレバノン人エディを招いて交流した。

5 地域貢献活動

余市町の委託事業で、「お試し協力隊ツアー」を1月、9月、10月の3回実施した。町内のワイナリー訪問や現役協力隊員との交流会、季節のお料理が好評を得、参加者はツアーをきっかけに余市のワインや農業、エコビレッジに対する興味を深めた。

ブドウ収穫期には会員やボランティアが各農家の手伝いをし、歓迎された。

6 運営体制

経理などの基本的な事務、広報、教育研修、ワインブドウ栽培、施設管理については業務委託し、日々の農作業については、短期中期のインターンや学生（無償ボランティア）が担った。

7 広報事業

ホームページやSNSによる広報については、こまめな情報発信ができなかった。

また、アンバサダーはリピーターが定着しているものの、PR不足で人数も売上も減少した。

<第2号議案> 2024年度決算報告 別紙

<第3号議案>

2025年度事業計画について（案）

1. 概 況

ウクライナやパレスチナの戦争が膠着化し、世界情勢がますます不安定になる中、トランプ政権に代わった米国が気候変動や多様性などグローバル課題の枠組みから撤退し、世界は不安なニュースに包まれている。

日本国内においても、物価高や高齢化対策など課題解決の糸口が見えない状況ではあるが、つながりあっているこの世界では、地域や地球を守ることと自分自身の暮らしや資産を守ることがつながっていることを意識し、足元からできることを実行したい。

今年度は、エネルギー問題と防災課題を掛け合わせ、地域や個人でエネルギーを自給する技術とそれを分かち合う共助の仕組みを目標にする。エコビレッジモデルが、災害など非常時にも強いまちづくりを推進し、各地に展開していくことをねらいとしている。

余市ピースワイン・プロジェクトについては、今年は試作ワインが完成する予定である。より多くの人の参加を促し、ワインづくりを通して多文化共生や平和を訴える活動として発展させたい。

教育旅行や大学ゼミ、企業研修については、上記の取り組みを活かしてエコビレッジらしい個性的なプログラムを提供していく。特に、参加者が個々の「ウェルビーイング（持続可能な幸福）」を掘り下げ、主体的、実践的に未来を描けるようなワークショップに力を入れていくものとする。

2. 余市エコカレッジ（主催事業）

「農的暮らしの連続講座」は昨年同様のスキームで、作物の栽培や加工、保存をテーマに実施する。また、オフグリッドライフのための技術や DIY ワークショップ、ハーブの栽培・活用講座など、エコビレッジらしい多様な学びの機会を提供したい。

地域エネルギー自給研究会については、太陽光発電の自家消費率をあげたり、電気以外のエネルギーも対象に、包括的な省エネ・創エネについて検証する。また、主に気候変動に取り組むリーダーを対象に、コンポストトイレや薪ストーブなどエコビレッジの多様な取り組みを体験してもらい、互いに学び合うイベントを開催する。

さらに、エコビレッジの敷地内だけでなく、近隣で電気をはじめ水や木質資源などの各資源を共有することは、地域のレジリエンスを向上させ、引いては災害などの緊急時にも安心な地域づくりとなる。そのための技術や仕組みのモデルを検討し、町内外に広げていこうと考えている。

また、これまで学生や一般向けに実施してきた SDG s 研修に、「ウェルビーイング」というコ

ンテンツを加えることで、よりエコビレッジのよさを引き出し、参加者が前向きかつ主体的に未来の社会を描くワークショップを開発する。若者や首都圏のビジネスマンなど多様な参加者を得て実施したい。7月第1週を「ウェルビーイングウィーク」と定めて、余市らしい自然や食べ物を満喫しながら幸福感を感じることでできる多様なイベントを開催する。

森づくりについては、今期もフードフォレストをテーマに、斜面の空き農地にお茶や料理に使えるような樹木や草本類を植える予定である。

ワークキャンプは春、夏の2回開催する。5月は種まきやコンポストづくりなどの作業を中心に、7～8月は英国カーディフ大学の学生が参加し、ワインブドウの栽培管理や薪割りなどを行う予定である。

6、7月には「ワイナリーツアー」を実施し、近隣の人気ワイナリーを訪問しながら、より深く楽しくワインを学び、エコビレッジや町内ワインのサポーターを育てる。

その他、3月に「戦地で生まれた奇跡のレバノンワイン」の映画を鑑賞して戦地の現状を学び、余市のワインで交流する「ピースとワインの会」を開催する。

4. 余市エコカレッジ/体験・研修プログラム（受託事業）

多様な学び手に対して、エコビレッジの暮らしや地域での実践をベースに、サステナビリティやウェルビーイングの体験講座の他、グループごとの課題や要望に併せた企画、コーディネートを行う。（以下）

北海道大学、北星学園大学、慶応大学、北海道教育大学附属中学校、聖徳学園中学校、シユタイナースクールいずみの学校、秋田銀行みらい塾、スローフード北海道、余市町、Climate Reality Japan 他（順不同）

4 教育ファーム

昨年に引き続き、植物廃材を循環させ、微生物の環境を向上させる土づくりを意識しながら、自給用・教材用の野菜を栽培する。レイズドベッドによる栽培や、不耕起栽培などにも挑戦したい。

ワインぶどうの栽培と醸造は、これまでどおり登醸造やじきの畑の指導・協力のもとに行う。黒とう病については、化学農薬は用いず、罹病果を取り除きながら様子を観察し、それ以外にも生育の悪い株は伐根するなどして防除に努める。

「余市ピースワイン・プロジェクト」については、既存の畑に補植する形で3品種のブドウを新植する。植樹など管理作業は、主にピンヤードクラブのメンバーや住み込みボランティアが行うが、一部は体験イベントとして公開する。また、ピースワインのコンセプトを広めるために、海外からの参加者を募って交流イベントを企画する。

5 地域貢献活動

余市町の委託事業で、引き続き「余市お試し協力隊ツアー」を企画運営する。町内のワイナリー訪問や現役協力隊員、移住者との交流会を予定しており、関係人口の拡大につなげていく。

最近、ブドウ収穫ボランティアの要請が増えており、町の援農アプリ「ちあーず」や、全国組織「ののの」とも連携しながら、地域農家の支援・協力を努める。

これまで新生地区（モンガク倶楽部）に限っていた活動を、防災や健康などの切り口で、より広く地域コミュニティの活動に貢献していきたい。

6 運営体制

経理などの基本的な事務、広報、教育研修、ワインブドウ栽培、施設管理については業務委託し、日々の農作業については、短期中期のインターン（無償ボランティア）が担う。

7 広報事業

ホームページやSNSによる発信については、会員の協力を得て行う。

アンバサダーは新規会員を獲得するため、特に広報に力を入れたい。

<第4号議案> 2025年度収支予算（案）

<第5号議案> 定款の変更

以下のとおり、変更することとし、**所轄庁である北海道知事（後志総合振興局経由）に定款変更認証申請書を提出する。**

1 変更の内容

会員の資格の喪失事由の変更（第9条）

変更後	変更前
（会員の資格の喪失） 第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。 （1） 退会届の提出をしたとき。 （2） 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。 （3） 継続して<u>1</u>年以上会費を滞納したとき。 （4） 除名されたとき。	（会員の資格の喪失） 第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。 （1） 退会届の提出をしたとき。 （2） 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。 （3） 継続して<u>2</u>年以上会費を滞納したとき。 （4） 除名されたとき。

2 変更の理由

会費の滞納期間が長くなると会員としての自覚が薄れ、また団体の運営にも支障をきたすことから、資格喪失事由としての滞納期間を2年から1年に短縮する。